

教職員の過重労働問題

小笠原 大樹

◇ 「過労死レベル」が八割

教職員の過酷な長時間労働が社会問題化しています。

二〇一六年一二月、連合総研が実施した勤務実態調査は、月換算で八〇時間以上の超過勤務となるいわゆる「過労死レベル」に達している教員が小学校七二・九%、中学校八六・九%という驚くべき実態を明らかにしました。二〇一七年四月発表の文科省調査でも、小学校三三・五%、中学校五七・六%という数字です。九月に報道された道教委調査(二〇一六年度)は、小学校二二・四%、中学校四六・九%、高校三五・七%でした。

労働者の自己申告による連合総研の数字が現場感覚に近いという印象です。このような過酷な労働実態になった原因は多岐にわたりますが、最大の要因は教職員が到底勤務時間内で終えることのできない膨大な業務を抱えていることです。そもそも教員一人当たりの持ち授業時間数が多いことに加え、会議・打ち合わせ、各種計画書・報告書の作成、生徒指導、学級業務、行事の準備、保護

者や地域との対応、部活動指導など膨大です。加えて、高度成長期には記憶力を中心とした「学力」によって「ハイタレント」を見出すという教育を、低成長期に入るとグローバル社会の課題を自ら発見し解決する「学力」を要求する教育を、という具合に、政府の求める「人材育成」を目的に新たな業務が次々押し付けられ、肥大する一方です。

◇ 労働基準法第三七条の適用除外

地方公務員の勤務時間は労働基準法第三七条に則り時間外勤務手当、休日勤務手当を支給しなければなりません。しかし、教育公務員の場合は給特法で労働基準法第三七条の適用を除外されています。給特法とは「公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法」(一九七一年)の略称です。

こうなった背景には、一九六六年以降、慢性的な教職員の時間外勤務が放置されていたことに、全国で時間外勤務手当請求訴訟が起き、最高裁でも「教職員にも時間外手当請求の正当性」が認められたことが挙げられます。これに対抗するため、

政府は本給の四%(月八時間程度相当分)の「教員調整額」を支給することと引き換えに「給特法」を強行成立させました。日教組は、わずか四%の「教員調整額」で無制限・無定量な超勤にならないよう、文科省交渉で、①生徒の実習、②修学旅行などの学校行事、③職員会議、④非常災害等の業務で、「臨時又は緊急にやむを得ない必要のある場合」以外は超勤を命じることができないとする「限定四項目」を定めさせました。

しかし、現在の残業時間の平均は当時の約一〇倍に膨れ上がっています。ところが、「限定四項目」以外の時間外勤務は、命じることができない勤務であるからと自発的勤務と見なされています。「勝手にやっているんですよ」というわけです。給特法は教職員の超過勤務を抑制するのに全く役に立っていませんでした。

◇ 教職員の過重労働を解消するために

教職員の勤務時間を解消するためには、第一に、一人の教員の持ち授業数と一クラスの子どもの数を減らし教職員の数を増やす、教職員定数の抜本的増員が不可欠です。公的教育費のGDP比較で日本は三二・二%で、OECD加盟三三カ国中三二位という低水準です。現場教職員の命を削る「敢闘精神」を当てにしていますが、病気休職者が全国で年間五〇〇〇人を超える現場の状況は限界で、疲れ切った教職員にこれ以上過大な要求をし続けるなら、子どもたちの教育が崩壊します。財務省

は「定数増でいじめはなくなるのか」などと費用対効果を問題にしますが、定数増の必要性は、現場教職員がどれだけ超勤しているかという実態を基準とすべきです。

第二に、部活動を社会教育に移行すべきです。文科省は部活動への外部指導員の導入を進める方向です。しかし、外部指導員と教員が子どもたちの実情や指導の方法などを調整する作業が不可欠です。専門性は確保されても教員の負担軽減にはなりません。部活動は社会教育に移行し、社会教育課で指導員を雇用すべきです。教員で部活動をしたければ、学校教育と社会教育の両方で雇うとした上で、無理のない働き方になるよう労働時間を調整する仕組みが必要です。

第三に、給特法は廃止し、教育職員にも労働基準法第三七条を適用すべきです。時間外手当の支給は人員増の必要性を客観的に明らかにします。ただし現状でも、管理職には勤務時間を把握することが法定されていることから（労働基準法第三二条、第一〇九条）、タイムカードの導入を進めるべきです。

◇ 私の労働実態

終りに、私の労働実態について少し書きます。表1は私の二〇一六年度の労働時間を整理したものです。組合員手帳の出退勤時刻を記録する欄を集計しました。

年間労働時間は一般的に、土日の週休日、祝祭

日を除く年間の出勤日数を二四〇日として、二四〇日×七時間四十五分で一八六〇時間です。一日一時間の残業でプラス二四〇時間の二一〇〇時間、二時間で二三四〇時間、三時間で二五八〇時間となります。私の場合、総労働時間は二四三六時間でした。

残業と持ち帰り残業の合計の月平均は六五時間五五分で、過労死基準の八〇時間には達していませんが、四月一二二時間、五月九七時間、六月一〇九時間、八月八〇時間、九月一〇七時間、一〇月八一時間と過労死基準を上回る月があります。二〇一七年度は四月一一二時間、五月一二七時間、六月一三一時間で、更に過酷な労働実態でした。私は簡単な労働日誌も付けています。今年六月六日に体調不良で休みました。部活動の遠征と定

表1 (筆者の2016年度の労働時間)

月	A. 残業時間	B. 持ち帰り残業時間	C. 所定外労働時間 (A+B)	D. 総労働時間
4	109時間45分	3時間00分	112時間45分	254時間15分
5	94時間55分	3時間00分	97時間55分	241時間20分
6	97時間50分	12時間00分	109時間50分	266時間50分
7	43時間25分	0時間00分	43時間25分	163時間10分
8	80時間15分	0時間00分	80時間15分	209時間00分
9	98時間25分	9時間30分	107時間55分	258時間55分
10	76時間30分	5時間00分	81時間30分	224時間25分
11	28時間45分	7時間30分	36時間15分	186時間35分
12	28時間00分	2時間00分	30時間00分	140時間45分
1	11時間45分	4時間00分	15時間45分	134時間15分
2	37時間40分	6時間00分	43時間40分	176時間00分
3	31時間45分	0時間00分	31時間45分	180時間35分
計	739時間00分	52時間00分	791時間00分	2436時間05分
平均	61時間35分	4時間20分	65時間55分	203時間00分

期考查が連続して多忙を極めていた頃です。日誌には「疲労。もう学校には行きたくないという気分」に押し込まれた。「休め」というSOSサインを体と脳が出したのだろう。野球部の遠征で車を運転していた時、事故死することを考えている自分にふと気付く。休みたいと思ったときには迷わず休まなければ」と書いています。子どもたちを後部座席に乗せて事故を起こすわけにはいきませんから慎重に運転していましたが、かなり危険な精神状態です。

タイムカードの導入が実現するまで、出退勤時間を記録し、自分と家族を守る運動にとりくんではどうでしょう。「忙しいと思いますが子どもたちのために」と言う管理職の要求を、断つたり押し返したりする自信を持つためにも自分がかんたんな働き方をしているのかを客観視できます。この記録運動から長時間労働を告発し、過労死や過労で倒れた方の公務災害認定闘争にとりくむことも必要だと考えています。

小笠原大樹(おがさわら たいき)
 高校教員。二〇〇八年より六年間、北海道教職員組合高校部長を務める。現在、長万部高校勤務。